

○栃木市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

平成22年5月19日

公平委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、栃木市職員（以下「職員」という。）の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務条件に関する措置の要求)

第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、正副各1通を適切な資料とともに栃木市公平委員会（以下「公平委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 措置の要求をしようとする職員の職及び所属部局並びにその氏名
- (2) 要求すべき措置
- (3) 措置の要求をしようとする理由
- (4) 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について既に当局と交渉（法第55条第11項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要

（令3公平委規則2・一部改正）

(措置の要求の調査等)

第3条 措置要求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置について調査しなければならない。この場合において、適當と認めるときは、公平委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧めるものとする。

(審査)

第4条 公平委員会は、事案の審査のため必要があるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事案に關係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類若しくはその写しの提出を求め、又はその他の事実調査を行うものとする。

(要求の取下げ)

第5条 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打切り)

第6条 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由に消滅等により事案審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第7条 公平委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送達しなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 判定

(2) 理由

(3) 判定の日付

(令3公平委規則2・一部改正)

(勧告)

第8条 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、措置の要求の審査の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年5月19日から施行する。

(平23公平委規則2・旧附則・一部改正)

(西方町の編入に伴う経過措置)

2 西方町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、勤務条件に関する措置の要求等についての規則（昭和26年栃木県人事委員会規則第5号）の規定によりされた手続その他の行為で、編入日以後において公平委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、編入日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(平23公平委規則2・追加)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

3 岩舟町の編入の日（以下「岩舟町編入日」という。）の前日までに、勤務条件に関する措置の要求等についての規則の規定によりされた手続その他の行為で、岩舟町編入日以後において公平委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、岩舟町編入日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(平25公平委規則5・追加)

附 則（平成23年公平委規則第2号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年公平委規則第5号）

この規則は、平成26年4月5日から施行する。

附 則（令和3年公平委規則第2号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。